

中小企業オーナー社長のための、令和4年度(2022)税制改正大綱まとめ

土井会計事務所
<http://www.doikaikei.com/>

増減税	改正項目	改正内容	適用時期	コメント
↓ 減	(中小企業) 賃上げ減税の拡大 現行最大25%が最大40%に	資本金1億円以下の中小企業が、雇用者給与を前年比1.5%以上増加させた場合、その増加額の15%税額控除する制度。 2.5%以上増加させた場合、その増加額の30%税額控除。 さらに、教育訓練費を前年より10%以上増やしていれば、10%上乘せし最大40%の税額控除。 (ただし、払う法人税の20%が限度)	2021年4月1日から2024年3月31日 開始事業年度まで1年延長	中小企業では、新規採用者、パート・アルバイト、賞与も含めた給与総額を増やせば、法人税の20%を上限として、税金が安くなる！
↓ 減	少額減価償却資産の特例の延長	資本金1億円以下の中小企業が、30万円未満の減価償却資産について年300万円まで、全額損金算入(経費)を認める制度が2年延長された。	2024(令和6)年3月31日取得分まで延長	中小企業では一番よく使う税制が延長されて良かった！
↗ 増	節税目的の少額な減価償却資産の一括償却の禁止	節税目的の建設足場等のレンタル(貸付事業)について、 ・10万円未満の減価償却資産の一括償却 ・20万円未満の3年一括償却 ・30万円未満の少額資産一括償却を制限(禁止)する	2022年4月1日以降取得分から(予想)	リース会社など、主要な事業として行う場合はこれまで通り一括償却OK
↓ 減	オープンイノベーション税制	スタートアップ企業との共同研究のために出資した金額の25%を損金算入する制度について、要件を緩和し延長。	2024(令和6)年3月31日出資分まで2年延長	中小企業の場合、1,000万円以上の出資が対象
→	交際費課税の延長	交際費の損金不算入制度は延長されたが、資本金1億円以下の中小企業は、年800万円までの交際費は課税されない。	2024(令和6)年3月までに開始する事業年度まで延長	これまで通り
↗ 増	住宅ローン控除の見直し	年末の住宅ローン残高に対して一定割合の税額控除を認める制度。 ・控除率は1%から0.7%に引き下げ ・借入限度額は住宅の省エネの程度に応じて3,000万円から5,000万円 ・当初2年の新築や省エネ認定住宅は、控除期間が10年から13年に ・所得制限が3,000万円から2,000万円に引き下げ	2025年12月31日入居まで4年間延長	所得制限が2,000万円に引き下げられたことで、経営者は使いにくくなった！
↗ 増	住宅取得資金贈与特例の延長	1人当たり最大1,000万円に引き下げ、住宅取得資金に関して贈与税を非課税とする制度を2年延長。	2023年(令和5年)12月31日贈与分まで	非課税限度が大幅に引き下げられてしまった
↗ 増	住宅地の固定資産税の上昇抑制措置の終了	住宅地の固定資産税の上昇激変緩和措置について、令和3年据え置かれた評価額について、据え置きを廃止し、負担増に。	令和4年分固定資産税から	商業地は負担増が半分になるように調整
↗ 増	帳簿の不提出の場合の加算税10%上乘せ	帳簿の提出がない場合、法人税と消費税の過少申告加算税を10%上乘せして20%で課税	2024年6月1日以後の法定申告期限の申告分から適用	帳簿記載が著しく不十分な場合にも10%上乘せ課税
—	特例承継計画の提出期限を1年延長	事業承継支援税制で必須の特例承継計画の提出期限を1年延長	2024年(令和6年)3月末までに提出	全額猶予の贈与期限は延長されず、これまで通り2027年12月末まで
—	電子帳簿保存の義務化2年間猶予	【やむを得ない事情】があり、かつ、きちんと紙で保存されている場合、2年間はオリジナルデータの保存要件(検索可能など)の義務化を猶予する。	2022年1月から2年間猶予	【やむを得ない事情】の内容が不明確。2022年1月からデータ保存対応した方が無難。